

京丹後市入札監視委員会(平成 25 年度第 2 回) 議事概要

開催日時	平成 26 年 1 月 22 日 (水) 午後 1 時 30 分～午後 4 時 40 分	
開催場所	京都市会場：京都工芸繊維大学 松ヶ崎キャンパス 創造連携センター 2階 プレゼンテーションルーム (京都市左京区松ヶ崎橋上町) 京丹後市会場：京都工芸繊維大学 京丹後キャンパス 地域連携センター セミナー室 (京丹後市網野町網野) ※テレビ会議での開催のため 2 会場となる。	
出席委員氏名(職業)	委員長 角田 暁治 (京都工芸繊維大学大学院 准教授) 委員 田辺 保雄 (弁護士) 委員 村尾 慎哉 (公認会計士)	
議事概要	1 開会あいさつ (糸井財務部長) 2 報告事項 (1) 情報公開の状況について 3 議 事 (1) 抽出工事に関する審議について (2) 入札及び契約手続きの運用状況等について 4 次回抽出委員の選出 村尾委員を選出 (五十音順で持ち回り) 5 次回開催日程の調整 6 その他 7 閉会あいさつ (糸井財務部長)	
審議対象期間	平成 25 年 4 月 1 日 ～ 平成 25 年 9 月 30 日	
抽出案件	総件数 8 件	(備考) 対象件数 118 件
一般競争入札	4 件	
公募型指名競争入札	—	
通常指名競争入札	1 件	
随意契約	3 件	
委員からの意見・質問 とそれに対する回答等	意見・質問 別紙のとおり	回答等 別紙のとおり
委員会意見の内容	委員会としては、具申すべき特段の意見等はない。 ただし、設計を外部委託し入札不調となった場合は、設計内容を点検・検証することを続けて欲しい。また最低制限価格を設定する際は、実勢価格により近くなるような手法、例えば入札価格をベースに算定する方法ができるか等、他市町村の状況を調査し報告願いたいこと。 今回プロポーザル方式による随意契約があったが、ガイドライン等の規定情報など資料として提供できるものは事前に配布願いたいこと。	

また、応札者が少ない工種については、指名願等の提出を含め、業者に積極的に働きかけ、できるだけ多くの業者さんに入札に参加していただき、適正な競争が担保されるよう検討いただきたい。

別紙

「2 報告事項 関係」

1 情報公開の状況について

※ 平成24年度京都府下14市の建設工事に関する設計図書等の情報公開件数と開示時期、工事費の構成について説明を行ったもの。

意見・質問	回答等
<p>○ 工事費の構成について (1)</p> <p>最低制限価格を算出する構成費の算定率は、それぞれパーセンテージが異なっているが、これは国の基準で決まっているものか。</p>	<p>国の中央公契連モデルの算定率に準拠しており、本市でも適用しています。</p>
<p>○ 公表時期について (1)</p> <p>予定価格を事前公表している市が多いが、京丹後市が事前公表しない理由は何か。</p>	<p>平成16年に京丹後市が合併した時点から、本市は事後公表という形を取っております。この背景には、事前公表でなく事後公表を採用するよう国からの指導があるためです。</p>
<p>○ 公表方法について (1)</p> <p>予定価格・最低制限価格共に事前公表した場合、事後公表した場合とも、メリット・デメリットがあると思うが、それは何か。</p>	<p>事前公表している場合は、入札前に最低制限価格がわかるということになり、業者が積算する必要がなくなり、結果として積算能力が低下することが懸念されます。またこの場合、開示請求件数は少ないということです。</p> <p>反対に事後公表の場合は、業者は積算能力を高めるため開示請求し、研究します。これにより精度が上がるということですが、デメリットとしては最低制限価格帯での競争となり、受注競争が激化する要因となると考えます。</p>
<p>○ 公表件数について (1)</p> <p>情報公開請求状況を見ると、他市に比べ京丹後市は多いが、これはどういう理由か。</p>	<p>本市は合併した市ですので、業者数が多いということが第一に挙げられると思いますし、また情報公開の内容についても、他市の開示範囲がわかりかねますが、その情報が積算に役立つものかどうかということで、請求件数に差が出るのではないかと推測します。</p>

「3 議 事 (1) 抽出工事に関する審議について」関係

- 1 平成 25 年度 丹後温泉はしうど荘客室及び宴会場エアコン取替工事 …… 一般競争入札
 ※ 最低制限価格の設定がなく、落札率が低い案件。

意見・質問	回 答 等
<p>○ 契約方式について (1) 落札率が低い、当初の予定価格に問題がなかったのか。</p>	<p>本工事の内訳としては市販の機器納入費の占める割合が高く、機器の実勢価格は、各業者の取引数量に大きく左右され、今回の工事受注者は機器納入費を安価に抑えることができたため、結果落札率が低くなったものと考えます。</p> <p>また、設計と積算については設計業者へ委託しており、公表されている積算図書や建設物価等を採用し積算しています。機器については 3 業者から見積りを徴取し参考とする中で、設計額を決定しました。</p>
<p>○ 予定価格について (1) 市販のエアコンの買い替えということなら、予定価格の設定自体が高いのではないか。</p>	<p>公共発注ですので国の基準に基づき、諸経費を積算しておりますので、一般家庭でお願いする金額とは差が出ます。また、機器等については業者から見積りを徴取し、標準積算に基づいて予定価格を算定し、入札をした結果、安価で落札されたと考えています。</p>
<p>○ 予定価格について (2) 設計業者が積算したものについて、明らかに実勢価格に合わない単価が提出されれば、再度調査して予定価格を見直す等の考えはなかったのか。</p>	<p>設計内容を確認しましたところ、直接工事費の積算が見積り徴取した額を採用しておりました。この単価について実勢価格により近い金額で徴取できるよう、今後検討していきたいと考えています。</p>
<p>○ 予定価格について (3) 実勢価格の徴取をされた時に、これはおかしいなという感覚を持たなかったのか。</p>	<p>見積り徴取し積算する場合は、複数者から徴取していますが、それが実勢価格に比べ、どれほど違いがあるのかというあたりも研究すべきところだと思います。</p>
<p>○ 予定価格について (4) 前回と同じ床置き式を踏襲するから高がつき、逆に家庭用の壁掛け式のような市販製品で、同じ効果が得られるのなら予定価格も安くなったのではないか。</p>	<p>施設の現状の配管が、床置き式用になっており、それを壁掛け式に変更すると、配管工事が必要となり、結果工事費が増加するため、現状どおりの仕様としました。</p>

2 京丹後市立鳥取小学校増築・改修工事・・・一般競争入札

※ 初度の入札で、全者最低制限価格未満で失格となり、設計内容及び積算条件の変更を行い、再度、一般競争入札を行った案件。

意見・質問	回答等
<p>○ 契約方式について (1) 初度の入札不調の原因と再度入札における落札率が高い理由について、どう分析するのか。</p>	<p>増築工事の幹線・動力設備、その他改修工事の電灯・コンセント設備の金額が比較的低かったということで、機器の見積り単価が安く抑えられたことが考えられます。また、工事発注時期に対象工事が少なく、業者の受注意欲が高く、取るために安い金額で応札したのではないかと考えます。 また再度入札では、最低制限価格を意識しての結果ではないかと考えております。</p>
<p>○ 予定価格について (1) 予定価格はどうやって決めたのか。また機器の価格については、複数業者から徴取しているのか。</p>	<p>設計については、設計業者に委託しています。その設計業者が複数業者より見積りを徴取し、実勢価格をヒアリングしまして価格設定をしております。</p>
<p>○ 設計書について (1) 初度の設計と再度入札の設計との違いは何か。</p>	<p>理科準備室の照明機器の更新を追加しています。</p>
<p>○ 最低制限価格について (1) 初度の入札で、全者最低制限価格未満で失格しているが、その価格でできるというのに、わざわざ追加工事を加えて、高い価格で落札していることに違和感を感じるが、いかがか。</p>	<p>最低制限価格を設けることにつきましては、ダンピング受注対策として、制度を取り入れているという状況です。 また再度入札では、最低制限価格を意識しての応札となり、結果として初度の応札額より高くなったというふうに考えます。</p>
<p>○ 予定価格について (2) 初度の入札の時に、実勢価格に基づいた予定価格を設定すれば落札されたのではないか。</p>	<p>機器の見積りににつきましては、各現場で条件も状況も、また発注の時期等も違いますので、なかなか正確に積算することができなかったと考えています。</p>
<p>○ 予定価格について (3) 意見 設計事務所の見積りに、問題があったのではないかという目で、一度検証されるべきではないかと感じます。</p>	

3 京丹後市新火葬場建設事業電気設備工事・・・一般競争入札

※ 不落随契で、落札率が高い案件。

意見・質問	回答等
<p>○ 契約方式について (1) 初度の入札不調の原因について、どのように分析するのか。</p>	<p>明確な理由はわかりませんが、火葬場という特殊な建築物であり、配線・配管がたくさんあります。コンクリートに埋設する際の配管工程等で一度に大勢の電気工事士が必要になるので、その下請け業者への経費がかかり、割高になったのではないかと分析しております。</p>
<p>○ 業者数について (1) 市内電気工事A等級の業者数は。</p>	<p>4 者です。</p>
<p>○ 業者数について (2) J V の代表者を市内業者の A 等級と条件をつけたことで、2 J V ぐらいしか参加しないという想定はできたのではないか。</p>	<p>入札公告の条件が、A 等級、B 等級で登録されており、代表者は特定建設業許可を有する A 等級としておりましたので、最大 4 J V を想定して発注しました。</p>
<p>○ 業者数について (3) 過去、同規模の電気工事で 4 J V で応札されたことはあったのか。</p>	<p>J V (特定建設工事共同企業体) で発注する工事で、電気工事につきましては 1 億円以上が対象となりますが、過去に該当する案件がなく、今回が初めてでした。</p>
<p>○ 競争性について (1) 意見 1 億円以上の工事であるのに、参加者が少なく競争原理が働いていないように思う。代表者を必ずしも市内業者にこだわらなくてもいいのではないか。 競争の範囲を広げるという工夫を検討いただきたい。</p>	

4 市営住宅谷替団地屋上防水改修工事・・・一般競争入札

※ 初度の指名競争入札で、応札者が 1 者となり入札不調となったため、設計内容等の変更は行わず、一般競争入札により再度入札を行った案件。

意見・質問	回答等
<p>○ 契約方式について (1) 初度の入札不調の理由について、どのように分析するのか。</p>	<p>初度の入札は指名競争入札を行い、指名業者は 3 者でした。1 者は辞退、もう 1 者は入札不参加で、1 者しか残らなかったため中止となりました。</p>

意見・質問	回答等
<p>○ 公表について (1) 初度の入札後、再度入札までの間に、予定価格・最低制限価格については公表されたのか。</p>	<p>初度の入札において応札者が1者となり、中止にしておりますので、予定価格・最低制限価格とも公表していません。</p>
<p>○ 入札の辞退者等について (1) 初度の入札で2者辞退等されているが、その理由は何か。</p>	<p>1者は技術者の配置が困難ということで辞退され、もう1者については、入札日の錯誤で参加されなかったということです。</p>
<p>○ 入札の参加業者について (1) 再度入札は、京都市まで範囲を広げたのに、2者しか参加されなかったのは、どのような理由か。</p>	<p>参加業者が少ないのは、防水工事ということで金額が少額であり、遠方より京丹後市まで出向いて、受注することが懸念されたのではないかと考えます。</p>
<p>○ 入札の参加業者について (2) 入札参加資格者名簿の拡充・充実をさせることについて、市も積極的に取り組まれてはどうか。</p>	<p>参加資格名簿につきましては、2ケ年に1度そういった申請（更新手続き）をする機会があります。その申請時期にホームページ・新聞等にも掲載しまして、参加申請について周知しています。</p>
<p>○ 入札の参加業者について (3) 意見 待っているだけでなく、市からも積極的に働きかけて申請いただくことはできないのか。</p>	

5 神谷浄水場新設工事・・・通常指名競争

※ 初度の一般競争入札で、全者最低制限価格未満で失格となり、設計内容の一部変更を行い、指名競争入札により再度入札を行った案件。

意見・質問	回答等
<p>○ 契約方式について (1) 初度の入札不調の理由について、どのように分析するのか。</p>	<p>見積りの機械設備が原因ではないかと推測しております。初めて扱うような機械の見積りもありましたので、見積りの方法によって金額が変わったのではないかと推測しております。</p>
<p>○ 設計内容の見直しについて (1) 初度の入札時には排水工事があり、再度入札ではなくなっているが、具体的に変更内容を聞きたい。</p>	<p>できるだけ工期を短くできる、次の工事へ回せる部分のものを探しまして、分離可能な場内の排水工、側溝一式を次回の工事に先送りするという変更を行いました。</p>

意見・質問	回答等
<p>○ 予定価格について(1)</p> <p>予定価格は設計業者に委託して設定したということか。</p>	<p>水道施設を設計できる設計コンサルタントに委託していますが、内容は図面の作成や浄水場の計画、数量です。発注用の設計書は、厚生労働省の歩掛かりや、国土交通省の単価表等を参考に職員が積み上げ、積算しております。単価につきましてはメーカーから見積り徴取し、それを計上しているという中で、その見積り単価について 4J V との応札額と開きがあったのではないかと考えております。</p>
<p>○ 機械設備について(1)</p> <p>小型浄水装置については、メーカー・型番など指定されたものか。</p>	<p>メーカー・型番指定はしていませんが、能力・規模等の規格を仕様として指定しています。</p>
<p>○ 見積り徴取について(1)</p> <p>見積り内容が、実勢より高めに設定されていたということか。</p>	<p>その判断はしかねます。 機械設備の仕様書に基づいて 3 業者から見積り徴取し、最も安価な単価を採用したということですので、発注者側からしますと、その単価が高いか、安いというより、それが適正な金額であるとしか言えないということです。</p>
<p>○ 予定価格について (2)</p> <p>最低制限価格を下回ることによって、初度の入札が無駄になっているので、こういうことが繰り返されないような工夫や考えがないか確認したい。</p>	<p>メーカー等業者から見積り徴取する際には、こういう事案もあるということを説明し、適正な見積書の作成についてお願いしたいと思います。</p>
<p>○ 予定価格について (3) 意見</p> <p>メーカー等業者からの見積りに対する評価がわかりかねるといふのであれば、設計コンサルに確認するとか、何か手立てを考えていただけると、より良い予定価格の設定ができるのではないかと。</p>	

6 平成 25 年度 橋爪地区配水管布設工事 …… 随意契約

※ 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号（競争入札に付することが不利と認められるとき）の規定に基づき随意契約を行った案件。

意見・質問	回答等
<p>○ 契約方式について (1) 随意契約した理由が、競争入札に付することが不利と認められるときという理由について確認したい。</p>	<p>京都府発注の国道 312 号線道路改良に伴い、新しいバイパス道路に新たに水道管を新設する工事であり、道路の築造工事と一体的に施工しないと、合理的にできないということで随意契約としています。</p>
<p>○ 契約方式について (2) 事業主体が府と市とで異なり、発注は別々だけれども、工種としては一体としてやらざるを得ないということか。</p>	<p>そのとおりです。</p>
<p>○ 契約方式について (3) 府に一括発注していただくことはできないのか。</p>	<p>水道工事は生活に密着した工事で、水道の安定供給が大原則にありますので、本市が請け負わなければなりません。また道路は京都府の工事ですので、京都府が責任を負うということになりますので、どちらか一方が 2 つの異なる工事を管理・監督するのは困難と思います。</p>

7 鳥取地区管渠移設工事 …… 随意契約

※ 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号（競争入札に付することが不利と認められるとき）の規定に基づき随意契約を行った案件。

意見・質問	回答等
<p>○ 契約方式について (1) 随意契約した理由が、競争入札に付することが不利と認められるときという理由について確認したい。</p>	<p>京都府発注の鳥取川河川改修工事に伴い、府発注工事との進捗にあわせて、支障となる下水道管の管渠移設を行う工事であり、府道に設置したマンホール蓋の撤去は、路面と一体性を確保する必要があり、施工業者が異なる場合は、瑕疵担保責任の範囲が不明確になる等密接不可分な関係になり、一貫した施工が技術的に必要とされる工事であり、競争入札に付することが不利と認められるという理由です。</p>
<p>○ 契約方式について (2) 先程の案件と同じ位置づけということか。</p>	<p>そうです。</p>

8 平成 25 年度 京丹後市市民太陽光発電所整備工事・・・随意契約

※ 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号（その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき）の規定に基づき随意契約を行った案件。

意見・質問	回答等
<p>○ 契約方式について (1)</p> <p>随意契約した理由が、高額な発注工事であるのに、その性質又は目的が競争入札に適しないものをするときという理由になったことについて確認したい。</p>	<p>公募型プロポーザル方式により、優先候補者の選定、当該候補者による見積り合わせにより採用者を決定したものです。</p>
<p>○ 契約方式について (2)</p> <p>プロポーザル方式を採用した理由は何か。</p>	<p>今回の目的物、太陽光発電設備につきましては、太陽電池、変換設備、配置・配線、基礎・架台、土工、固定価格買取制度に基づく必要手続きなど、これらを一体的に事業・施設化整備するものということで、設計・施工・調達を 1 事業者をお願いするという形で設定していることであり、その規格及び性能、設備効率、気象・地理特性、適当資材の調達、関連役務、またそれぞれの単価及び対価など多種多様な視点において、複雑かつ総合的な勘案を必要とする目的物であること。</p> <p>このような複合的かつ特殊性のある事業にあつては、現行体制において定量化できるものではなく、また、基本設計において画一化するべき類の工事ではないとの判断に基づき、施工実績等の各案件を充足した有資格者を対象として、評価の対象を価格に限定しない企画提案によるプロポーザルを採用したということです。</p>
<p>○ プロポーザルについて (1)</p> <p>得点をつけられたのは、どなたですか。</p>	<p>審査会を設けておりまして、審査会は副市長を審査委員長としまして、当市の企画総務部長、財務部長、建設部長、農林水産環境部長、農林水産環境部次長、商工観光部長の合計 7 人をメンバーとしましたプロポーザル審査委員会を構成し、そちらの方で採点をさせていただきました。</p>
<p>○ 審査委員会について (1)</p> <p>審査委員会の構成は、どこで決められたのですか。</p>	<p>市の内部で協議して決めました。外部からの委員というのも相談したのですが、広く公募型とすると、業者との接点があるような方が入ってこられるということが懸念されたので、内部で構成しました。</p>

意見・質問	回答等
<p>○ 審査委員会について (2) 他のプロポーザルの案件も、同じメンバーか。</p>	<p>今回の委員会のメンバーは、太陽光発電所整備工事の委員会ということで構成されました。</p>
<p>○ 審査委員会について (3) 案件ごとに設定されるのか。</p>	<p>プロポーザルを行う場合につきましては、市で平成 23 年に「京丹後市プロポーザル方式等の実施に関するガイドライン」を作成しております、そのガイドラインに沿って、プロポーザルを実施していくことになります。その中で、審査委員の設置につきましては、市内（市役所職員）に限らず、必要ならば市役所以外の職員からも、審査委員として採用できるという内容のガイドラインを定めております。</p>
<p>○ 審査委員会について (4) 提案を受けるのなら、その評価をする方も、それなりの知識・識見がないといけないと思います。今回の審査委員会のお顔ぶれ、立派な方だということは間違いなし、中正・公平な立場で見ただけであるというふうに思うんですが、専門性が担保されていないのではと、率直に思うのですが、その点はどういうふうにご考慮しておられたのか説明願いたい。</p>	<p>審査表自体は、非常に細かく、専門の方のアドバイスをいただきながら、つくりこみをさせていただいております。</p>
<p>○ 審査表について (1) 審査表は、どういう方の意見を、どんなふうにかかれてつくられたのか。</p>	<p>再生可能エネルギーを推進していこうということで、導入促進会議（京丹後市再生可能エネルギー導入促進会議）という有識者を集めた会議を別途設けております。その方々に意見を聞きながら、その専門的知見で、ある程度定量的に審査できるような形をつくって、審査をしていただいております。</p>
<p>○ 審査表について (2) 審査表さえあれば一律に点数がでてくる。つまり審査委員 7 人もの方々のお手間を取る必要がないというふうにか聞こえますが。</p>	<p>審査会の前に一度、勉強会をさせていただいております。こちらは審査委員会の設置要領を設けてやっておりますので、そのメンバーの方々に責任を持って審査表を使って、審査していただいたということです。</p>

意見・質問	回 答 等
<p>○ 審査表について (3)</p> <p>本案件は発電所で、特殊な工事であり、普通の技術者の方でも見てわかるようなものではないと思う。一回勉強会を受けたからといって、審査表を使いこなせる能力を担保できるのであろうかと非常に疑問に思うのですが。</p>	<p>こちらも責任持って、審査表もつくっておりますし、実際に情報公開請求もありまして、審査表等を開示させていただきます。</p>
<p>○ 審査委員会について (5)</p> <p>審査表が完璧なものであれば、逆に審査委員会はいらないということになるし、審査表だけでは評価しきれない項目があるのであれば、審査委員の資質が問われることになると感じますが、いかがか。</p>	<p>この議論の中であったのは、やはり人が変わった場合に、点数（評価）が変わるようなことが、なるべくあってはいけないという前提でさせていただいた経過がございます。</p>
<p>○ 審査委員会について (6)</p> <p>今回有識者ではなく、こういう審査委員会の構成をあえて取られた積極的な理由を聞きたい。</p>	<p>まず一つは、公募型プロポーザルという方式を取っておりますので、どこでどういうつながりがあるかということが気になっております。</p> <p>それと、内規的に決定させていただいたということで、時間的な制約があるなかで、一番早く審査ができる形を整えたということです。</p>
<p>○ 審査委員会について (7)</p> <p>有識者と業者につながりがあって、議論が不公平になる可能性があるということですが、その有識者に審査表を作成いただく時に、恣意的な事をされるというリスクがあるとも考えられるのではないか。</p>	<p>恣意的な事になるような項目は入れているつもりはありませんので、いずれにしても、審査表を一度見ていただく方がよいかと思います。</p>
<p>○ 審査表について (4)</p> <p>専門的知見を持った審査員が点数評価するのが一般的かと思うが、今の審査委員会の方々が、どういう評価基準で点数をつけられたのかという点が不明解に感じる。</p>	<p>1人の審査の点数だけで上がっていくという形でなくて、合議審査で決めるということです。また、ご指摘のありますように、専門的知見がない中で実施しているという部分もあるのですが、審査項目については、なるべく定量化できるような形にして、その定量化できたものを、それぞれが審査していく中で、判断がバラバラにならないよう</p>

意見・質問	回答等
	に、勉強会も開き、その上で項目ごとに審査をさせていただいたということです。
<p>○ 予定価格について (1) 優先候補者の選定後、予定価格はどのように決められたのか。</p>	見積価格と言いますか、太陽光発電の場合は1kWあたりの単価が重要視されますので、その1kWあたりの単価をそれぞれ4者ごとに出してもらって、それを提案いただいた規模にあわせた形で、予定価格をつくりました。

「3 議 事 (2) 入札及び契約手続きの運用状況等について」関係

1 指名停止等の運用状況の報告

意見・質問	回答等
(特になし)	

2 談合情報対応状況の報告

意見・質問	回答等
今回はありません。	